

ながの金融広報だより

金融教育研究校の活動紹介

長野県金融広報委員会では、新しい時代を生きるうえで必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、児童、生徒の発達段階に応じた「金融教育」の研究・実践を支援するために、毎年、「金融教育研究校」を委嘱しており、今年度は6校がそれぞれの研究テーマに沿って研究活動に取り組んでいます。

本来であれば、委嘱2年目の研究校3校（坂城小学校、小諸商業高等学校、赤穂高等学校）で「公開授業」を開催し、研究活動の成果を発表いただくところですが、今年度は新型コロナウィルス感染症の影響により、開催を見送ることといたしました。

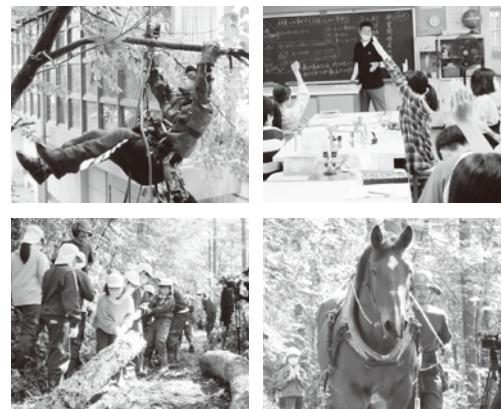
残念ながら対面での発表の機会はなくなりましたが、この紙面で、坂城小学校と小諸商業高等学校の活動の様子をご紹介させていただきます。なお、赤穂高等学校につきましては、研究活動を来年度まで延長することとしております。

坂城町立坂城小学校

坂城小学校では、50年間引き継がれてきている「学有林活動」を通して金融教育の実践に取り組んできました。

長い間「学有林活動」が引き継がれている理由を考え、学有林の良さや人々の思いを感じることから学習を始め、今年度は伐採木の加工・販売までを行うことを目標に、下草刈りなどの学有林の手入れ、伐採木の運び出しのほか、商品化し販売するための方法についての市場調査を行うなど、様々な面から研究活動に取り組みました。

また、林業に従事する外部指導者を迎えて、特殊伐採を見学したり、仕事内容や林業への思いなどのお話を聞きしたりし、将来の職業観や森林保全についても考える機会となりました。



長野県小諸商業高等学校



小諸商業高等学校では、商業科の3年生が、地元企業と連携し、オリジナル商品の開発を通して金融教育の実践に取り組みました。

模擬株式会社を作り、商品開発から流通までの、企業活動の一連の流れを体験することで、付加価値の付け方を学ぶとともに、企業との実際の商品開発や消費者へのサービスの提供を行うことで、「社会とかかわる力」を身につけました。



2021年度の「金融教育研究校」を募集しています

当委員会では、このように金融教育に取り組む学校への支援を行うために、「金融教育研究校」の委嘱校を募集しています。

主な支援内容は、①金融教育に関する資料の提供、②講師の無料派遣、③教育研究費の助成です。金融教育研究校に興味をお持ちの学校、先生は、事務局までお問い合わせください。詳しい説明をさせていただきます。

〔金融広報アドバイザーによる紙上セミナー〕



「特殊詐欺 ～特に新型コロナウイルスに便乗した詐欺について～」

金融広報アドバイザー 山浦 能央 氏 (弁護士)

1 特殊詐欺とは、犯人が電話、メール等で親族や行政機関の職員を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、犯人の口座に送金させたりする犯罪のことです。最近では特に新型コロナウイルスに便乗した特殊詐欺が多発しており、警視庁や各省庁も注意を呼び掛けています。特殊詐欺の犯人は人の不安感や恐怖心に乗じて、巧みに嘘についてお金や個人情報を騙し取ろうとしますので、新型コロナウイルス感染症の蔓延による現在の混乱は犯人にとって詐欺をする絶好の機会となっています。

2 まず詐欺という犯罪の構造を簡単にご説明しますと、①犯人が嘘について人を騙す行為（欺罔行為）と、②その嘘に騙されて被害者の方がお金等の財物を犯人に渡すという行為（財物交付行為）という2つの行為に分けることができます。

ですので詐欺被害を防ぐためには、そもそも犯人の嘘に触れないような環境を作ることが最初の防止策になります。

犯人は電話や電子メール等によって不特定多数の人に嘘をつきますので、例えば電話については留守番電話にする、登録していない電話番号には出ない、非通知は着信拒否設定にする、見覚えのないアドレスからのメールは開かない等、そもそも犯人の嘘や騙す行為に極力触れないようするような事前対策を講じることが大事です。

3 次に犯人がどのような嘘について騙しているのか、その騙すパターンを事前に把握しておくことも被害に遭わないためには非常に大切です。例えば警視庁のホームページには以下のような実際にあった詐欺の手口が報告されています。

●市役所福祉課を名乗る者から、「コロナ対策の書類を送ったが届いているか。」等の内容の電話があった。

●自動音声ガイダンスが流れ、「コロナの関係で国民に10万円が振り込まれます。その代行サービスをやっています。」等の内容の電話が一方的にあった。

また、新型コロナウイルスに対する予防効果があるといって高額な商品を売りつける詐欺行為、悪質商法については、消費庁のホームページでも「新型コロナウイルスに対する予防効果に根拠のある食品はありません。」とはっきりと謳われています。

このように警視庁、各省庁のホームページ、新聞報道などを見て、詐欺のパターンを事前に知っておくことも詐欺を未然に防ぐためにとても重要なことです。

4 そして、詐欺は、騙された方が「現金を渡す」、「送金する」、「プリペイドカードの番号を教える」といった財物を渡す行動を自らとることによって初めて被害が発生するという特徴があります。逆に言うと騙された方が財物を渡さない限り、いくら詐欺行為があったとしても被害が発生することはありません。

ですので、お金を渡したり、振り込んだりするといった行動をとる前に少しでも不安に思ったら、信頼できる人に相談する、正しい行政機関の連絡先を調べて確認する、警察署や消費者ホットライン（電話番号188（いやや））に相談するといった行動をとって、お金を渡さないようにすることが最も大切です。

5 最近は、詐欺の手口も巧妙化しており、例えば警察官を名乗る詐欺では、巧妙な偽の警察手帳を示して信用させたり、また、電子メールによる詐欺ではドメイン名に行政機関の名前を入れているもの（例えば総務省を騙った詐欺では、「@soumu」など）もあるそうです。

特に若年者や高齢者は騙されやすい傾向がありますので、ご家族にもくれぐれも注意するように伝えください。

最後に

行政機関やその委託業者が電話やメールで給付金等の受け取りを促すことや、手数料などを送金するように指示すること、銀行口座の番号、マイナンバーなどの個人情報を問い合わせることは絶対にありません。間違いなく詐欺ですのでこのようなことがあっても絶対に指示に従わないようてくれぐれもご注意ください。

「そもそも生命保険って？？」

金融広報アドバイザー 中島 英明 氏（公認会計士、税理士）



本日は、そもそも生命保険って、何なのかという、基礎の基礎に、焦点をあててみたいと思います。

生命保険とは、公平に保険料を負担し、その中から万が一の時に、保険金や給付金を受け取ることができる仕組みのことと言います。

万が一の時とは、死亡や生きている間に病気にかかるリスクのことを指し、その時に、自分の生活や家族のために、まとまったお金を確保して生活を守ってくれるのが、生命保険なのです。

シンプルな生命保険だと、毎月の保険料1万円、支払期間は10年間、死亡保険金は1,000万円という形をしています。私が、これから、10年間、毎月保険料を1万円ずつ払います。その間に、もし万が一のことがあったら、保険会社から1,000万円支払われます。その1,000万円で、その後の生活を守って下さいというのが、生命保険となります。

生命保険の被保険者の方が、1年目に亡くなってしまったとしても、1,000万円が支払われますし、掛け金を1回しか支払っていなかったとしても、1,000万円を受け取ることができます。また、10年間、無事で過ごすことができたら、死亡保険金は支払われず、保険料の支払いのみ発生することになります。

お金が動くことですので、損得で考えてしまいがちですが、あくまで生命保険は、生活保障の一手段です。掛け捨てという言葉を聞いたことがあるかもしれません、もし何もなければ、保険料を支払うだけですので、損をしてしまっている感覚になるかもしれません。しかし、その間、安心という心の財産を手に入れることはできています。そういったことも含めての生活保障の一手段として、生命保険をとらえることが必要だと思います。

生命保険の基本はシンプルです。しかし、現実として、生命保険には、いろいろな種類の保険があります。さらに、生活保障だけでなく、資産運用に生命保険を使えるというような貯蓄性のある生命保険もあります。生命保険だけでなく、事故や損害を補償する「損害保険」。生命保険と、損害保険の中間にある保険と言われている介護保険などの「第3分野の保険」などというものがあり、それが、また、保険というものをわかりやすくしています。

では、どういった保険に入るのがいいのか。簡単ではありますが、いくつか紹介させていただきます。

死亡・高度障害に備えたい場合の保険

定期保険 最も基本的なタイプの死亡保険です。必要な保障を必要な期間だけ確保することができます。満期金のない「掛け捨て」タイプの保険です。

終身保険 保険期間が一生涯続く保険です。途中で解約をした際には解約返戻金を受け取ることができますので、貯蓄性も兼ね備えています。

養老保険 保険期間を定め、その間に死亡・または高度障害を負った場合には死亡保険金を、満期時に生存していたときには満期保険金を受け取ることができます。貯蓄と保障を兼ね備えた保険です。

病気・けがに備えたいときの保険

三大疾病保障保険 「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」の三大疾病になってしまった場合、治療費、その間の生活費や住宅費、教育費など備えることができます。

がん保険 がんにかかった場合のお金の負担を保障してくれるのが、がん保険です。がんで入院した時、あるいは保険会社所定の手術を受けた時に給付金を受け取ることができます。

介護に備えたい場合の保険

介護保険 保険会社所定の介護が必要な状態になり、その状態が一定期間継続したときに一時金や年金を受け取ることができる保険です。

老後に備えたい場合の保険

個人年金保険 公的年金だけでは、定年後の生活資金が不足する場合に備えて、自分で自分の年金を準備するのが、個人年金保険になります。公的年金とは別に民間の保険会社と契約します。

子どものために備える保険

こども保険 子どもの入学や進学に合わせて祝金（生存給付金）や満期保険金を受け取れる保険です。親などの契約者が死亡した場合、その後の保険料払い込みが免除されます。

ここまで、保険商品の代表的なものを挙げさせていただきました。保険会社によって呼び方も異なりますし、主契約の他、さまざまな特約もあり、非常にわかりづらい状況になっていると思います。

ご自身にとって、何がリスクで、どのような保障ニーズがあり、それに備えるために、どの程度まで、保険料が支払えるのかを考え、加入する保険を決定していただければと思います。

また、保険商品には、当然、メリットとデメリットがあります。ライフステージごとに必要な保険も異なります。わからぬことは、保険会社やファイナシャルプランナーなど、保険の専門家に、ご相談されることをお勧めいたします。

知らないと大変！？

成年年齢引き下げまで、あと15か月です！

●2022年4月1日から、18歳で成年（成人）となります



成年年齢の引き下げによって何が変わるの？（契約関係）

未成年者が契約をするときは保護者などの同意を得なければなりません*が、成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳の方は自分ひとりで契約ができるようになります。一方で、未成年であるということだけの理由で取り消しができる未成年者取消権はなくなります。

*ごづかいや仕送りの範囲なら、未成年者でも自分ひとりで契約できます。



携帯電話を買ったり、アパートを借りたり、クレジットカードを作ったり、色々なことが一人でできるようになるのはうれしいな！

でもその分、責任は重くなるよ。



契約とは？

- ・契約とは、約束のうち、法律が適用されるもので、権利と義務が生じます。
- ・契約は、自分と相手が合意すれば成立します（「買います」 ⇔ 「売ります」など、意思表示が合致すれば成立）。口頭で合意するだけでも契約は成立します。

コラム 信州の風

長寿社会への備え

長野県金融広報委員会 事務局長（日本銀行長野事務所長） 相沢 康裕



少し前の話になりますが、今年の7月31日に厚生労働省が「令和元年簡易生命表」を公表しました。これによると、日本人の平均余命は男女ともに前年よりも伸びており、男性は81.41歳、女性は87.45歳になったそうです。今から約30年前の平成2年時点では男性の平均余命が75.92歳、女性は80.48歳でしたから、この間に我々日本人の寿命は5年以上も伸びていることが分かります。

国際的にみても日本の女性は世界一、男性は同2位（1位はスイス）の長寿命国です。

都道府県別の平均余命は5年毎の公表となっており、今年は調査が行われていませんが、直近の平成27年時点でみると長野県は男性が全国第2位、女性は同1位と長寿命県であることが分かります。

寿命が伸びることは良いことですが、生活設計面では注意が必要です。総務省の「家計調査報告」（2019年）によると、高齢夫婦無職世帯の場合、毎月の支出が約24万円である一方、収入（可処分所得）は21万円弱となっています。つまり収入が年金などに限られることなどから、支出が収入を上回ってしまうわけです。毎月でみればわずか数万円の赤字ですが、仮に毎月の赤字が3万円としても年間では36万円、10年間では360万円にもなります。

今や我が国で95歳まで生きられる方は、男性で約10%、女性では約27%にも上ります。老後にどの程度の収入が見込めるか、どの程度の支出が発生しそうかは個人差が大きいので、一概には言えませんが、老後の収支が赤字になると見込まれる場合には、そこに至る前までに十分な金融資産を準備しておくことが不可欠になります。

私ども長野県金融広報委員会では関係機関の協力もいただきながら大学生や高校生などの若い世代を対象にした金融教育に取り組んでいますが、こうした統計を踏まえると、ますます若い世代への金融教育の必要性が高まっていると気が引き締まる思いです。今後も長野県内の学生・生徒に適切な資産形成ができるようアドバイスをしていきたいと思います。

同時に思うことは自分自身の生活設計についてです。お酒の飲み過ぎに注意するほか、適度な運動を継続することを通じて、心身ともに健康寿命を延ばしつつ、少しでも長く働いてささやかながら家計の足しにしたいと思いました。ただし、ここはお酒がおいしい長野県。節酒がいつまで続くかは私の忍耐力がどれだけ強いのかに依ります。

長野県金融広報委員会

【事務局】 〒380-0936 長野市岡田178-8(日本銀行長野事務所内)

TEL:026-227-1296 FAX:026-223-0128

E-mail:info@nagano-money.com URL:<https://nagano-money.com>

